

第6回さいたま市障害者政策委員会会議録

日時：令和3年3月16日（火）14：00～16：10

会場：リモート形式によるオンライン開催

次 第

- 1 開 会
- 2 議 題
 - (1) 次期障害者総合支援計画案について
 - (2) 「新しい生活様式」に関する障害のある方への配慮等について
- 3 その他
 - (1) 令和3年度予算案の概要について
 - (2) さいたま市ソーシャルファームについて
- 4 閉 会

配布資料

- ①第6回さいたま市障害者政策委員会次第
- ②さいたま市障害者政策委員会委員名簿
- ③資料1-1 さいたま市障害者総合支援計画（冊子）
- ④資料1-2 さいたま市障害者総合支援計画（概要版）
- ⑤資料1-3 「さいたま市障害者総合支援計画（素案）」に対する意見募集結果
- ⑥資料2-1 「新しい生活様式」に関する障害のある方への配慮等について
- ⑦資料2-2 「コロナ禍におけるの困りごと」について
(令和2年度第2回、及び第3回市民会議での主な意見)
- ⑧資料3 令和3年度予算案の概要（障害福祉関係予算抜粋版）
- ⑨資料4 さいたま市ソーシャルファームについて

出席者

委員・・・平野委員長、赤沼委員、荒井委員、黒澤委員、小島委員、小山委員、斎藤委員、庄司委員、高濱委員、長岡委員、中野委員、山崎委員、横島委員、渡部委員

(書面参加) 赤尾委員、榊田委員、遅塚委員

事務局・・・参事兼障害政策課長、障害政策課施設整備係長、障害政策課ノーマライゼーション推進係長、障害政策課、障害支援課長、障害支援課長補佐兼地域生活支援係長、障害支援課自立支援給付係長、障害者総合支援センター所長、障害者総合支援センター

欠席者

委員・・・島村委員、星委員、渡邊委員

傍聴者の数 5名

開 会

(平野委員長)

それでは、定刻となりましたので、第6回さいたま市障害者政策委員会を開催させていただきます。

皆様、年度末のお忙しいところ、障害者政策委員会にご出席いただきありがとうございます。今回は、当初は対面ということでお知らせしたのですが、3月7日で緊急事態宣言が解除される予定が21日まで延長となったため、開催方法等が急遽こういったかたちのZoom、書面の方式となりましたこと、大変申し訳なく思っております。そのような中、こうしてたくさんの方にお集まりいただきましたことに深く感謝申し上げます。

ここで、皆様にお願いがございます。本日は、多くの方にオンライン方式でご参加いただいておりますので、ご自身が発言をする時以外は、ミュートに設定していただくようお願いいたします。また、ご発言いただく際は、実際に挙手していただくか、挙手ボタンを押すなどしたうえで、委員長から指名後にご発言ください。その際、どなたが発言されたかわかるように、お名前を仰っていただけますようお願いいたします。

まず、本日の委員の出席状況について、事務局からお願いいたします。

(事務局)

障害政策課の大畑と申します。

今回の委員の出席状況についてですが、オンラインでの出席委員14名、書面での出席委員3名、欠席委員3名ということでご連絡を受けております。また、傍聴を希望する方が5名いらっしゃいます。

(平野委員長)

はい、ありがとうございます。

委員の過半数がご出席されておりますので、さいたま市障害者政策委員会条例第5条第2項の規定により、本日の会議は成立いたします。

続きまして、本日の会議でございますが、さいたま市情報公開条例第23条の規定に基づき、原則として一般の方に公開することとなっております。会議録も作成し、公開となります。各区役所の情報公開コーナーにおいて、市民の閲覧に供することとなりますので、会議資料につきましても公表したいと考えております。

次に、会議の傍聴についてでございます。先ほど事務局からご報告がありましたように、5名の方が傍聴希望ということで会場にお越しでございますので、傍聴を許可するとのご了解をお願いいたします。

～ 委員了承 ～

はい、ありがとうございました。それでは、事務局より本日の資料の確認をお願いいたします。

(事務局)

障害政策課の大畑です。

それでは、お手元の資料の確認をさせていただきたいと存じます。

- ① 第6回さいたま市障害者政策委員会次第
- ② さいたま市障害者政策委員会委員名簿
- ③ 資料1-1 さいたま市障害者総合支援計画（冊子）
- ④ 資料1-2 さいたま市障害者総合支援計画（概要版）
- ⑤ 資料1-3 「さいたま市障害者総合支援計画（素案）」に対する意見募集結果
- ⑥ 資料2-1 「新しい生活様式」に関する障害のある方への配慮等について
- ⑦ 資料2-2 「コロナ禍におけるの困りごと」について
(令和2年度第2回、及び第3回市民会議での主な意見)
- ⑧ 資料3 令和3年度予算案の概要（障害福祉関係予算抜粋版）
- ⑨ 資料4 さいたま市ソーシャルファームについて

以上、9点でございます。

皆様、不足等はございませんでしょうか。

～ 不足等確認 ～

本日の委員会の事務局についてですが、オンライン会議ということで、障害政策課、障害支援課、障害者総合支援センターの職員のみのお出席とさせていただきます。ご理

解、ご協力の程、よろしく申し上げます。

なお、聴覚に障害がある方への配慮といたしまして、手話通訳者の方が通訳しやすいように、ご発言いただく際には、ゆっくりと、そして、大きな声ではっきりとご発言いただきますようお願いいたします。

また、事務局職員につきまして、本来ならば聴覚に障害がある方への配慮として、マスクを外して発言等を行うところでございますが、新型コロナウイルス感染拡大予防等の観点から、誠に恐縮ではございますが、マスクを着用したままでの発言をお許しいただきますよう、お願いいたします。

なお、委員の皆様につきましては、それぞれの状況等に応じてご判断いただきたいと存じますので、よろしく申し上げます。

事務局からは以上でございます。

(平野委員長)

ありがとうございました。

今、事務局から説明がありましたとおり、事務局と横島委員、中野委員が会場のほうにおられます。ここには多くの人数がいらっしゃいますのでマスクを使っております。手話通訳者の方がいらっしゃるの、皆様方のところはそれぞれの状況に応じて対応していただければと思います。よろしく申し上げます。

(平野委員長)

本日の議題としては、今年が一番大きな課題だったのですが、次期の障害者総合支援計画についてまとまったということで、このご確認と、それからコロナで今、緊急事態宣言があつて今後どうなるか関心のあるところで注視していくところなのですが、新しいポストコロナ、ウィズコロナという中で、どのように対応するかということについて皆様にお諮りしたいと思います。

また、その他の事項ということで、令和3年度の予算の概要とさいたま市ソーシャルファーム、それから何人かの委員から説明をしたいという申し出がありましたので、そのことについて進めていきたいと思っております。

それでは、議題に入らせていただきます。お手元の資料の次第に沿いまして、議題

(1) 次期障害者総合支援計画について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

障害政策課の射場でございます。

それでは、議題1、次期障害者総合支援計画についてご説明いたします。

まず、計画策定の経過についてですが、本年1月19日に開催いたしました、第5回障害者政策委員会におきまして、計画案のご確認をいただき、事務局で最終的な確認を行ったうえで、2月に市長に報告を行い、計画を策定いたしました。

計画の策定にあたりまして、委員の皆様には大変熱心にご審議いただいたこと、特にワーキンググループにもご参加いただいた委員の皆様には、改めてこの場をお借りいたしまして御礼申し上げたいと存じます。誠にありがとうございました。

完成いたしました計画冊子及び概要版につきましては、番号は振っていないのですが、資料1-1、1-2といたしまして、皆様にお配りさせていただいているところがございます。今後は、現在作成中でございますが、点字版及び音声版とあわせまして、市のホームページや各区役所の情報公開コーナー等において、公表する予定でございます。

それでは、障害者総合支援計画冊子をお手元にご用意願います。

本日は、第5回障害者政策委員会以降に修正した主な箇所についてご説明させていただきます。

なお、計画の概要等につきましては、前回の委員会において説明させていただいておりますので、本日改めての説明は省略させていただきたいと存じます。また、説明にあたっては、計画冊子のページを申し上げて説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、計画冊子の90ページをご覧ください。

基本目標3基本施策(1)②聴覚障害者への情報提供の充実についてでございますが、事業内容に、情報保障に関するだけでなく、情報提供に関する記載を追加してほしいとのご意見があったため、計画案を修正しております。

続きまして、ページが飛びますが136ページをお願いします。

第3章の11地域生活支援事業の見込量と確保のための方策の、(12)専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業についてでございますが、前回の委員会におきまして、失語症者向けの意思疎通支援事業について、計画に掲載してほしいとのご意見を踏まえまして、失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業について追記することとし、計画案を修正いたしました。

あわせて、1枚めくっていただきまして、138ページの地域生活支援事業の実績と見込量の表です。下から2番目となりますが、「失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業」の項目を追加し、令和3年度から5年度における見込量を設定しております。

また、第2章の各論部分の各実施事業の成果指標につきまして、現状よりも低い目標が設定されており、見直してほしいとのご意見を踏まえまして、成果指標の見直しを行っているところがございます。

ページが戻りますが、計画冊子の89ページをご覧ください。

基本目標2基本施策(5)⑩視覚障害者等用資料を作製する人材の育成についてでございますが、令和元年度の実績が74人であったことを踏まえ、令和3年度から5年度の目標を、50人から80人に、上方修正しております。

続きまして、またページが少し飛びますが、108ページをご覧ください。

基本目標4基本施策(2)⑤消費者行政の推進についてでございますが、令和元年度の実績が91%であったことを踏まえ、令和3年度から5年度の目標を、90%から95%に、上方修正しております。

第5回障害者政策委員会以降の修正点については、以上となります。

なお、本日は、お時間の都合上、説明を省略させていただきますが、このほかに表現ですとか表記の統一など、文言の修正等を行っております。

続きまして、141 ページからの資料編について、簡単にご説明させていただきます。

141 ページからになりますが、本計画の根拠の一つである「ノーマライゼーション条例」の全文を掲載しております。

次に、155 ページからとなりますが、本計画を策定するにあたり、関連する法令等について、それぞれ概要をまとめたものを掲載しております。

続いて、159 ページからとなりますが、この障害者政策委員会の条例、162 ページには障害者政策委員会の構成、本計画の策定経過につきましては 163 ページに掲載し、164 ページからは用語解説を掲載しております。こちらについては後程、ご確認いただければと思います。

以上が、策定いたしました計画冊子の説明となります。

続きまして、お配りしております、資料1-3、さいたま市障害者総合支援計画（素案）に対する意見募集結果、パブリック・コメントの結果についてでございます。

前回の委員会では、パブリック・コメントでいただいたご意見の紹介のみでございましたが、本日は、いただいたご意見に対する市の考え方及び修正等の対応について記載した公表資料をお配りしております。

ご意見を踏まえ、修正した箇所は網掛けをしております。修正内容等につきましては、前回の委員会におきまして説明させていただきました内容と重複するため、改めての説明は割愛させていただきます。後程ご覧いただきますようお願いいたします。

なお、パブリック・コメントの結果につきましては、3月26日まで、市のホームページや各区役所の情報公開コーナー等において公表しているところがございますので、あわせてご確認いただきますようお願いいたします。

また、計画の策定過程で、パブリック・コメントや市民会議、また委員の皆様から、事業実施にあたっての具体的なご意見を数多くいただいたところがございます。

こうしたご意見を踏まえまして、計画に掲げた事業を着実に実施してまいりたいと考えておりますので、引き続き皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお祈りを申し上げます。説明は以上でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

（平野委員長）

今、事務局のほうからもありましたが、皆様方、特にワーキンググループにもご出席していただいた皆様方には本当にお忙しい中、またコロナでいろいろ難しい状況がある中、ご協力をいただきましてありがとうございます。まとまった素案を基にパブリック・コメントをかけまして、パブリック・コメントでいろいろな意見が出まして、それが資料の1-3となっております。意見は122件、それで8箇所修正というかたちになりました。パブリック・コメントの件数が多いのが特徴でございます。他の計画ですと3件、4件

ということがたくさんあります。こちらはかなりたくさんの方にいろいろな意見を出していただきました。冒頭にあったように、冊子になったものが最終的な案ということで、これが何箇所か修正があったのですが、今の事務局の説明についてご質問や確認する点はございませんか。

(荒井委員)

公募委員の荒井です。今回の支援計画では私どもの提案を数多く反映していただきまして本当にありがとうございました。

1点だけ確認させていただきたいことがあります。地域生活支援事業の中の代読代筆支援の件です。こちらは、第2回ワーキンググループ及び第5回障害者政策委員会で、さいたま市よりこの事業に関しては埼玉県同行援護事業で行うというご答弁をいただいております。それを基に複数の視覚障害者が1月に実施されました埼玉県次期障害者支援計画案への県民コメントに、埼玉県にこの事業の実施とそれから人材の養成をしてほしいというようにコメントを出しました。埼玉県で先月2月22日に行われた障害者福祉推進会議がございました。それを私が傍聴したのですが、その際に、県民コメントへの埼玉県の対応が一覧表になって配布資料として配られました。その資料を確認したところ、この事業に関しては実施主体である市区町村に働きかけてまいりますという埼玉県の対応がはっきりと書かれておりました。さいたま市と埼玉県とでこの事業に対するお考え、認識のずれがあるようなのですが、なぜこのような齟齬が生じるのか、さいたま市の説明を求めたく存じます。よろしくお願いいたします。

(委員長)

ありがとうございました。お互いにボールを投げ合っている感じになっているということだと思いますが、事務局のほうでいかがですか。

(事務局)

障害支援課の春山と申します。

先日の政策委員会でお話ししました代読代筆支援者の養成につきましては、国の事業の同行援護の従事者養成研修の中で代読代筆の部分の研修が行われているということで、そのような意味で代読代筆支援者の養成につきましては、埼玉県で行っている同行援護従事者養成研修で行うというご回答をさせていただいたところです。それに対しまして、埼玉県に代読代筆支援者の研修という意味で伝わってしまっているのかと思われまます。それにつきましては、地域生活支援事業におきまして、意思疎通支援事業という事業がございますので、埼玉県としては地域生活支援事業であれば市町村が対応するものと回答したものとと思われまます。こちらにつきましては、先日ご回答した内容と、今回埼玉県が回答した内容でずれがあったと思いますので、その辺についてご理解をお願いいたします。

(平野委員長)

聞き取りにくかったのですが、荒井委員、わかりましたか。

(荒井委員)

何とか聞き取ることはできたのですが、本当にこの代読代筆では私が第4回の政策委員会で申し上げたとおり、かなり視覚障害の方から悲鳴のようなお声が上がっております。先程の平野委員長のお話ではないのですが、県と市とでボールを持ち合いされても困ります。私どもは一体どうしたらよいのでしょうか。

(山崎委員)

さいたま市視覚障害者福祉協会の山崎です。途中で申し訳ありません。まったく市の方のお話が聞こえないのでほとんど拾えません。今、荒井委員のところで申し訳なのですが、前回は代読代筆のことをお話させていただいて、同行援護の研修に、外出先ではなく自宅でのということをお話を聞いていただいたと思います。それに対しての切実なる意見だと思えます。失礼な言い方ですが、前向きなお答えではないのではないのかなというところしか聞こえないので、今後、荒井委員のおっしゃるように、本当に悲鳴が聞こえていてどうしたらよいのかということが切実なる思いなのですが、いかがなものでしょうか。

(事務局)

必要性については重々こちらでも理解をしているところです。申し訳ないのですが、もう少しお時間をいただきたいところでもあります。今後、他の市町村も見まして検討の課題とさせていただきます。今のところのご理解いただければと思います。

(平野委員長)

確認ですが、埼玉県は各市町村でやってくれということですね。さいたま市としては周りの自治体の状況を見て考えたいという理解でよろしいですか。

(事務局)

埼玉県が市町村に働きかけるということにつきましては、先日、こちらでご回答申し上げた同行援護の中での代読代筆支援というところと違う、市町村の地域生活支援事業の中の研修があるということで、そこで市町村に働きかけるという回答がされたところだと思えます。それにつきまして、今後こちらでも十分に他の市町村の動向を見たいというところで検討したいと思っております。

(平野委員長)

一緒に出かけたときの読んだり書いたりするというのは同行援護の中で見ていくということで、そうではなく、家の中での読み書きの場合ですよね。これについては本当にや

ってほしいということですから、これについては政策委員会としては実施する方向で検討してほしいと思います。荒井委員、山崎委員、よろしいですか。

(荒井委員)

はい。ぜひよろしくをお願いします。私はずっと家の中での代筆代読が、この新型コロナの影響でサービスが受けられない、まったく利用できなくなって困っているということを申し上げているつもりです。外での代読代筆を申し上げてはおりません。ですが、なぜかさいたま市のご回答はいつも外での代読代筆にすり替わってしまうので、なかなか通じなくて困っておりました。この政策委員会でそのような見解を示していただけることは、私としては大変にありがたいと思います。山崎委員はいかがでしょう。

(山崎委員)

ありがとうございます。申し訳ありません。さいたま市視覚障害者協会のほうでも、数年前、丸2年前から、この間も申し上げましたように、勉強のテキストをお持ちさせていただいたりなどしてずっと言い続けていることで、総会においても決議をしたりしております。その辺のところ、障害を持っていらっしゃる方たちの中でいろいろな研修会が催されたり、令和3年から令和5年の間に研修会を持つ、養成研修会があるといったことがどんどん出られることでもこんな対応はないと思うのですが、視覚障害者のほうが遅れていると感じております。いつも切実に申し上げておりましたので、今後、コロナの状態がまだ続く中、本当に私たちは荒井委員の言われたとおりでと思います。必須ですので、くれぐれもできるだけ早い対応をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(平野委員長)

お話しがあったように、外出時の代読代筆ではなく、今はコロナで外に出られない状況ですから同行サービスが使えません。家庭での生活の中で、そういったものがないと役所から書類がきてもわからない、重要な書類がきてもわからない、手続きができず困ってしまうということがありますので、このことについては至急検討していただきたいと思います。今後、計画の見直しなどいろいろありますので、そこに向けて事務局のほうで前向きに検討していただきたいと思います。それが委員会の見解ということで、皆様方もよろしいでしょうか。

(横島委員)

さいたま市聴覚障害者協会の横島と申します。先程、視覚障害者の方からご意見がありました。私も感じることがあるので一緒だと思います。私たちの団体も、やはり市のほうをお願いしても、それは県のほう、県にお願いしても市のほうというようなことがございましたので、さいたま市は政令市ですので、そういった事業を独自にされたらいかがで

しょうか。

(平野委員長)

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

今回、この計画について全員に関わることであり、ちょうどこの会議が最後になります。書面で意見をいただいている方もいらっしゃると思いますので、大変恐縮ですがこちらからお一人お一人に意見を伺いたいと思います。その中で書面参加された委員もおられますのでご紹介していきたいと思います。今回の計画について、手短かにひと言ずつお願いしたいと思います。赤沼委員さんから順にお願いします。

(赤沼委員)

公募委員の赤沼です。この資料については、たくさん資料があるのですべて読み込んでいるかといわれると不安なのですが、ぜひ来年から3年間を含めて、特に私が働いていることはうちの職場では聴覚障害者の方がいます。このコロナ禍でいろいろなことにやはり不便を感じていることがあります。そういったことも障害の度合いによってもいろいろ違うとは思いますが、公平にそういった人たちが少しでも住みやすいというか、コロナ禍でも過ごしていけるようなことになっていただければよいと思っています。以上です。

(荒井委員)

私はやはりこれからの計画のキーワードになるのはデジタルトランスフォーメーションではないかと思っています。先程の代読代筆の問題や今回の計画でかなり今後に期待を持って、障害種別にあわせた相談や就労の支援というところでも、それはキーワードになってくると思います。ですから、ぜひさいたま市におかれましては、IT部門と障害福祉の部門で協力をしていただいて、その辺を諮っていただけたら大変ありがたく思います。以上です。

(黒澤委員)

今回のところでグループホームの人数が増えたので、とてもそれはよかったと思っています。ですが、これでは全然足りないというのがうちの会員さんも含め、知的障害者の家族の将来を考えたときに、もう少しいろいろなところにグループホームができればよいというのが一番の目標です。あとは、就労支援のことなのですが、障害があると長時間の就労が難しいということは私たちの会でも課題の1つになっています。そういったところで今までの働き方と違った取り組みを、ぜひこの5年間の中で新しい働き方を模索していただきたいと思っています。今までの、継続するというのも大切なのですが、新しい就労の仕方を見出してほしく、次の計画にも盛り込んでいけるように私も勉強していきたいと思っています。以上です。

(小島委員)

発達障害については、ここ何年間かで随分理解が進んで支援の手が増えたと感じています。もちろんまだ十分でないところはたくさん感じるころはあるのですが、それでも少しずつ支援が増えていることをとてもありがたく思っています。今でも子どもたちも大人もすべて一番何に困難を感じているかという、自分の困難さを周りが理解してくれないということが第一だと思っています。ですから、お互いが不便さ、困り感みたいなものを自分がこのように困っているのだというように表して、気兼ねなくいえるような世の中になってくれることが、どんな障害にとっても一番だと思います。ノーマライゼーションとか、気持ちを通じ合えるようなそういった仕組みのようなものがどんどん進めばよいと感じます。ありがとうございました。

(小山委員)

精神の場合は、特徴としても表立って表面化しないところに障害があるという特質があるものですから、なかなか理解いただけていない部分がたくさんあります。そのための偏見や差別が今もたくさん各所で見られます。そういった意味での支援というものが必要になっていくと思っております。特に教育現場で知識を深めてほしいということが、次の計画の中にもっと具体的に入れていただくとか、それから相談したときにワンストップで止めていただきたいです。次々とたらい回しになるということが、実際に今のところ行われています。そういった体験を私どもの家族会でいくつか情報としてお話を聞くので、その辺はやはりいくらここに挙げてても実際はそうならないという違いがあるのではないかと思います。また、救急なのですが、この特徴としまして本人を病院につなげるということが非常に難しいです。ですが、やはり家族が未だにそこに困っています。それで多額のお金を払って民間の移送業者を頼むという、この実態を年間何件もお聞きしています。これは市のほうで今のところ対策がないというところですので、次の機会に挙げていただきたいと思っております。いろいろと困っているところはたくさんあるのですが、ご理解いただけないところがまだありますので、私どもも再三にわたっていろいろお話をさせていただきながらご理解していただければと思っております。よろしく願いいたします。

(平野委員長)

続きまして、あいうえお順ですと斎藤委員になるのですが、結びのほうでお願いしたいと思っております。また、説明が逆になってしまったのですが、赤尾委員、遅塚委員、榊田委員のほうからは書面でいただいておりますので、あとで紹介させていただきたいと思っております。また、島村委員が欠席でございます。続きまして、庄司委員、お願いいたします。

(庄司委員)

埼玉県障害者雇用総合サポートセンターの庄司です。全般的にとっても立派なこの冊子の中で、障害者雇用の雇用支援に関する部分が非常に寂しい感じかなと私自身は思っていま

す。障害者の方々がまだまだ働けますよということを、やはり皆さんに知っていただきたいということを強く感じます。顕著なのが 95 ページの企業開拓による事業者が新規に障害者雇用を始めた件数で、目標が 1 から 2 になっています。これは桁が違うのではないかと私個人的には思っております。とりあえずこの数字を挙げておきますというご返答だったのですが、実際数は桁が違うつもりで進められるべきではないかと思っています。今、企業の中で障害者を雇用しよう、雇用したいという企業も増えていきますし、障害者雇用に関しての知識も増えていきます。体制もだんだん整えています。そのために我々は動いております。先程、黒澤委員のほうからいろいろな働き方についてお話がありましたが、例えば短時間や障害者の在宅勤務というのもだんだん増えています。それから、小山委員のほうから精神障害者への偏見というお話がありましたが、企業にお邪魔すると企業の担当者自体がそういった偏見を持っている方もいらっしゃいますが、それは少なくなってきました。まだまだ世の中で偏見をたくさん感じることはあると思います。精神障害の方の就労もまだ少ないのですが、増え幅は年々増えてきておりますので、さいたま市のほうと私も県のサポートセンターが一緒になってますます障害者雇用に力を入れていければよいと感じております。

(高濱委員)

徐々に数値目標が長期的に確実に改善されているということがいえると思います。さいたま市は、基本、頑張っていると思います。グループホームの数が増えるという方向が決まっていることもよいと思いますが、私が口を開けばこの数年繰り返しているのが荒井委員もいったとおり、キーワードはDX、デジタルトランスフォーメーションです。教育だってDXでどれだけよくなる、支援もどれだけよくなる、非常時対応もDXさえ考えればどれだけよくなるのだと、技術開発がものすごい勢いで変わっているのに、そこに目を向けず昭和のままの話し合いをするという感じになっています。とはいえ、Zoom でこのように会議ができるようになってきているので徐々によくなっているのですが、キーマンとなるような方を一人さいたま市の障害政策に入れて、これはこのようなやり方でやりますよとポンポンとアイデアを出してもらって変えるというようなことが、次の計画の3年になると思います。とにかくデジタルトランスフォーメーションに目を向けずに話し合いをしていても、どんどん時代に乗り遅れてしまうし、やればどんどんよくなるという部分がこれから起こると思っています。

(平野委員長)

本当にやっと Zoom ができたということで、まだまだなのですが、おっしゃるとおり大学も今デジタル化しないとやっていけない状態です。特に障害のある方たちの利便を図れるものをということですね。

(長岡委員)

長岡です。私は事業所の立場で参加させていただいている中で、1つは、やはり災害対策とコロナに関しては次の計画の中でもっと踏み込んで対応を検討していただいてもよいという思いがあります。具体的などころなどもいろいろあると思うのですが、とにかく現場でいつも困ってしまうのが、いろいろな分野や領域をまたぐような、緊急時にどうしても縦割りの部分が壁として感じてしまいます。ですから、ちょっとそういったところも踏み込んで、資料のほうには地域生活支援拠点もありますが、今後、地域の共生社会を目指す中で、まず行政のほうの縦割りも見据えた部分で踏み込んでいってほしいということがあります。もう1つ、先程、荒井委員からもありましたが、県の計画をつくる会議に今年私も委員で参加していました。県のほうは、まず関係団体、当事者団体や事業者の団体の計画に対してのヒアリングがあります。そのうえで、委員が3つのグループにわかれたワーキングを年に何回かやっているのですが、実はさいたま市のこの計画に比べると発言する機会がすごく多くありました。もし、次回の計画を策定するときに、そのようなかたちができるのであれば、さいたま市ももちろんワーキングなどをやっているのですが、もう少しテーマを絞ったワーキングなどいろいろなやり方があり、そのような場があってもよいのではないかと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

(平野委員長)

次回の計画づくり、つくるプロセスも大きく見直していけるのではないかと思います。個人的なことですが、県のほうの審議会の会長をやっているときに、実はワーキング方式を導入しました。それまではヒアリングもなく、今のように会議の場で聞く方法でした。地域生活を考えるワーキンググループというものをやったときは2011年3月11日です。県庁でワーキングの会議に障害のある方が20人くらい集まりました。そのときに地震がきて、大揺れに揺れたという忘れられない記憶があります。エレベーターも止まってしまい、若い職員が電動車いすを1階まで下ろしたということがありました。ヒアリングで4日くらいかけているのですが、このようなかたちでいろいろな意見を聞いたり話し合うというプロセスは次に引き継いでいく部分だと思います。

(中野委員)

先日、保健業務の室長からこの度の進捗状況を伺いまして、4月末に医療関係者、65歳以上の高齢者、障害者など、30万人に対して500人分のワクチンの到着ということでした。まだまだコロナは片付けることができないのかなと実感いたしました。今、荒井委員、横島委員、山崎委員から出た困りごとですが、それは今も各障害団体が訴えていた事例で、何年にもわたって訴えていた事例です。補助が必要な障害者にしろ変わっているということがあって、浮き彫りにされていると思います。資料1-3の網掛けになっている68ですが、計画案の素案の計画策定の視点のところについて、コロナに向けて適切な施策の推進を進めてくださることをここに記載してくださることは、コロナということで浮き彫り

になったところだとは思いますが。障害者団体が何年間も困っていてここに出していくことを新たに見直していただきたいと思えます。以上です。

(平野委員長)

ありがとうございました。ワクチンのことは次の議題にも出てきます。よろしく願います。続きまして、山崎委員をお願いします。

(山崎委員)

山崎です。本当に勉強不足だったのですが、たくさんの勉強をさせていただきありがとうございました。今日で終わりなのですが、障害者といっても自分が視覚障害者の立場です。一人暮らしでお年を取った方の災害対策や、若い方たちの就労、そしてコロナ禍で先程から出ています代読代筆、外出先での通勤支援、ホームドアの設置、転落事故、本当に安全で不安のない生活が視覚障害者、それから障害者の方たちが過ごせるようにということですごく勉強させていただいたのと一緒に、さいたま市のほうに望むばかりでなく自分たちがもっと勉強をして発言をして要望して、要望だけでなく自分たちも活動していかなければいけないということを教えられました。今後とも、そういった意味でも多くの皆様の、今ここに出ていらっしゃる方々と共にさいたま市のほうにも協力をさせていただきながら、ご協力をいただいてやっていきたいと思っておりますので、ぜひこの政策が立てられ、条例の中で立てられていく計画の中で、計画だけではなく実践されていくことを願っております。ありがとうございました。

(横島委員)

最後にお話する時間をいただいておりますので、今は結構です。

(渡部委員)

高次脳機能障害これからの道の渡部です。計画に失語症者に関する事業を載せていただきましたことに感謝いたします。高次脳機能障害は交通事故や脳出血、脳溢血などが原因で、精神障害や失語症などの症状があります。これがものすごく複雑だったので、今回はさいたま市の障害者協議会のもと、その会議ができ、少しは埼玉県と同じような状態に持っていくことができたかと思えます。感謝いたします。続きまして、障害者のICTを活用した社会参加というのが、総務省の情報通信局から事例が出ているので、今回のオンラインを活用したミーティングもその1つに入っていると思いますが、そういったものがもう少し障害者の中に増やしていければよいと思っています。それに加え、さいたま市の意思疎通が困難な障害者に対する施策等にノーマライゼーション条例第25条、市は気持ちと考えを伝え合うことや、情報のやり取りに困難のある障害者にインターネットやパーソナルコンピューターの利用がしやすくなる環境を整えるということで様々な必要な施策を講じなければなりません。市は、市の行事や情報のやり取りを行うとき、それぞれの障

害の特徴に応じた配慮を行いますと書いてあるので、この辺はもう少しアクセシビリティのよさを進めていただければ助かると思います。以上です。

(平野委員長)

ここで3人の委員の方から書面で意見をいただいておりますので、事務局のほうから紹介をお願いします。それが終わりましたら斎藤委員にお願いしたいと思います。

(事務局)

赤尾委員と遅塚委員のほうからご意見をいただいております。

まず、赤尾委員のほうからご紹介させていただきます。福祉タクシー利用料金助成事業について、タクシーの初乗り運賃が500円となったことにより、初乗り運賃でいける距離が短くなってしまったということで、負担が大きくなったと感じていらっしゃるというお話と、タクシーチケット1枚当たりの利用限度額を見直すなど、助成方法等を工夫してほしいというご意見をいただいております。

また、ケアラーが新型コロナウイルス感染症に感染された場合、それからショートステイの受け入れ先、緊急時の受け入れ先等に対し、まだまだ不安があるというご意見をいただいております。

続きまして、遅塚委員からは、前回の委員会等でもいただいているご意見でございますが、第2章に掲載されている各事業の成果指標について、事業の目的が何であるか、また、事業の目的が達成されると、市民の方にわかりやすい指標を設定すべきであるというご意見をいただいております。

また、本計画策定するにあたり前年度にアンケート調査を実施しているところでございます。このアンケート結果を踏まえ、本計画を策定しているところではあるのですが、このアンケート結果と計画の実施事業についての結びつきがわかりづらいというご意見をいただいております。この点については、次の計画を策定する際に参考にさせていただきたいと考えております。

今回、書面でいただいたご意見は以上となります。

(平野委員長)

それでは、副委員長の斎藤委員のほうから最後をお願いしたいと思います。

(斎藤委員)

まず、計画策定のプロセスですが、コロナ禍にありまして市民会議がすべて書面になってしまうということがありましたが、その市民会議からのご意見や、それからパブリック・コメントからのご意見も踏まえてたくさんのご意見をもとに練り上げて計画を実現できたことはよかったと思っております。先程、長岡委員のほうから県のほうでヒアリングがあるというお話がありましたが、かつてのさいたま市の計画策定のときにテーマを絞って

深掘するためにヒアリングをしたりというような経緯もございましたので、今後も計画策定のあり方についてはいろいろと改善したり、よりよいものにして、本当にたくさんの方々のご意見でつくっていくというスタンスが大事だと思っております。それから、これから計画を実行に移すわけですが、実施や見直し、検証や次の計画策定のときにやはりノーマライゼーション条例と、そのもとになった障害者権利条例の目指す方向を意識して推進していくことが大切になるのではないかと思います。各論のところですが、グループホームの整備目標が引き上がったことはとてもよいことだと思っておりますが、多様な主体の参入ということの中で、必ずしも障害者支援に精通していない事業者の参入ということも大変最近顕著になってきて気になるところです。そういった広域的な面での目配りということも欠かせないということが1点と、それから事業者の計画策定のアンケートのところ、前期もそうだったのですが人材不足での切実な声はかなり回答としては高い数字で出てきています。障害のある人たちを支える基盤整備ということで、人材確保という課題も引き続きのテーマにしていく必要があるのではないかと思います。以上です。

(平野委員長)

皆様方から多変貴重なご意見をいただきありがとうございました。計画の策定のほうを、ヒアリング、特に斎藤委員もいわれているように市民会議、これがさいたま市の持っている大きな力なのですが、これが本当に残念ながらできなかったという中でもいろいろな創意工夫をしてここまでつくっていただいたということに感謝申し上げたいと思います。もちろんこの計画が完全でないことも事実でして、代読代筆の問題や障害者雇用についてご意見もありましたとおりです。これをまず確実にやることと、それからこれに足りない部分をどんどん広げていくということが求められていると思います。それは今後どう実行するかというところで、また皆様方と検討しながら進めていきたいと思っております。ありがとうございました。計画については、今年度これで完了したということになります。

(平野委員長)

続きまして、議題(2)のところ、資料2-1です。「新しい生活様式」ということで、先程ワクチンのお話もありましたが、この部分についての説明を事務局からお願いいたします。

(事務局)

障害政策課の射場です。

それでは、議題2「新しい生活様式」に関する障害のある方への配慮等について、ご説明いたします。

まず、お配りしております、資料2-1「新しい生活様式」に関する障害のある方への配慮等について」をご覧ください。

「1. 概要」でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、障害のある方

の中には、それぞれの障害特性によって、いわゆる「新しい生活様式」を実践することが難しかったり、コロナ禍における様々な制約の中で、新たな困りごとを抱えている方も多くいると感じております。そこで、誰もが安心して暮らすことができるよう、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を行いながらも、それぞれの障害特性等により、困りごとを抱えている方がいることを知っていただくとともに、必要な支援や配慮等について、啓発していく必要があると考えております。

まずは、昨年11月に開催いたしました、令和2年度第2回市民会議において、「コロナ禍において生じた困りごと」といたしまして、意見交換を行っていただきました。

また、本年1月に開催いたしました、権利擁護委員会において、第2回市民会議でいただいたご意見について、報告し、ご審議いただいたところ、このことについて更なる意見聴取を行ったほうがよいのではないかとのご意見をいただきまして、3月に書面開催いたしました第3回市民会議におきまして、さらなるご意見をいただくとともに、その困りごとに対し、どのような支援や配慮が必要なのかにつきましても、ご意見をいただいたところです。

参考に紹介させていただきますと、市民会議では、「視覚障害のある方が買い物をする際、商品を手にとって触れたりしなければならないことや、社会的距離感を保つことが難しいことに対して、理解がない人がいる」といったことや、感染症対策として取り入れられている、「店舗等での会計時におけるセルフサービス化では、視覚障害者が対応することは難しい」といった困りごとなどが挙げられました。また、「マスク着用により口元や表情が見えないため、聴覚障害のある方にとっては意思疎通が困難になる」や、「感染症対策として筆談が用いられているが、聴覚障害者の中には、筆談だけではコミュニケーションをとることが難しい方がいる」といった困りごとなどが挙げられました。さらに、「障害特性による感覚過敏等により、マスクの着用が難しい」や、「就労支援事業所が時短となることで、今後フルタイムで働くにあたり、体力面や生活リズムを戻すことができるかが懸念される」といった困りごとも挙げられております。

こちらにつきましては、それぞれの障害特性により、社会的距離感を保つことが難しい方がいること、また、手話は言語であるということや、口元や表情からも情報を得ているということを伝えるとともに、状況に応じた様々な方法等で意思疎通を図ることが大切であるということを周知していく必要があると考えております。

また、動物園でマスクを着用することが難しいことを伝えたと、「マスクができません」と書いてある缶バッチを渡された。そのおかげで、周りの方に配慮をしつつ動物園をまわることができた」といった、好事例を挙げていただいております。

こうした好事例を含め、いただいたご意見に対し必要な支援や配慮等につきましても、周知していく必要があると考えております。

お時間の都合上、すべての事例等をご紹介できませんが、第2回、及び第3回市民会議でいただいたご意見につきましては、資料2-2、「コロナ禍において生じた困りごとについて（令和2年度第2回、及び第3回市民会議での主な意見）」といたしましてとりまとめ

ておりますので、後程ご覧いただきますようお願いいたします。

続きまして、「3. 今後の方針及びスケジュール」でございますが、本日皆様からいただいたご意見や市民会議等でいただいた事例等をもとに、広く市民の方や民間事業所等に対しまして、障害者の理解促進、差別解消に関する啓発を行う際や、合理的配慮提供促進事業にかかる周知を行う際に活用していくことができるものを作成したいと考えております。

なお、スケジュールに関しまして、遅塚委員より書面にて、「令和3年8月頃から周知・啓発を図っていくというのは、遅いのではないか。市のホームページなどで周知を行い、公開後に必要に応じ内容を改定すればよいのではないか」といった趣旨のご意見をいただいているところです。

こちらにつきましては、周知・啓発するにあたり当事者の方のご意見を大切にしながら、周知を図ってまいりたいと考えております。さいたま市には他市にはない市民会議がありますので、令和3年度に開催予定の市民会議を経てから、広く市民の方、民間事業所等に周知・啓発を行ってまいりたいと考えております。遅塚委員からいただいたご意見につきましては、事務局といたしましても、課題として認識しているところでございます。これまで収集させていただいた事例等につきましては、市の職員等に対しましては、先行して情報の共有や周知を図ってまいりたいと考えております。よろしくをお願いいたします。

今後、事務局にて作成する予定の（案）をもとに、来年度の本委員会や市民会議等におきまして、より効果的な周知方法等について、ご意見を伺ってまいりたいと考えております。

本日は、このことについて、委員の皆様からご意見をいただきたいと考えております。説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

（平野委員長）

今、事務局のほうから説明がありましたとおり、2021年度の政策委員会と市民会議の進め方の提案です。コロナの状況はまだしばらく続くだろうということで、ワクチンの接種は確かに始まったのですが、先日、首相の緊急事態宣言を延期するときの記者会見のときに専門家の方が言うておりました。ワクチンは感染しづらくしたり重症化するのは防ぐのだけれど、ウイルスそのものを殺すわけではないのでこれでコロナがなくなるわけではありませんというように釘を刺していました。そのとおりで、コロナがなくなるわけではないので、引き続き、感染予防の対策は続くことになると思います。それで次回の市民会議、あるいは政策委員会でもこの問題を取り上げていきたいという事務局の説明で、すでに今年も市民会議等で意見を聞きましたら、相当いろいろな問題が現場でも起きているということで、これに早めに取り組んだほうがよいらろうということでした。いかがでしょうか。これはよろしいですか。合意していただけますか。

(高濱委員)

成果物が何を指しているのだろうかと思いました。このようにやればうまくいきますよという手引きをつくるということですか。成果物の意味が把握できません。

(事務局)

障害政策課の射場です。

当初、事務局のほうで考えていたのは、昨年度、飲食店における好事例集、そういったものを想定しておりました。ただ、冊子という形式でもありまして、なかなか手に取って読んでいただくのが難しいというご意見もこの委員会でいただいているところでございます。こちらといたしましては、まずはインターネット、市のホームページ等、それから何かイベント等で啓発する際、コロナ禍で困っている方がいらっしゃるんですよというきっかけといいますか、そういったもので紙1枚くらいのチラシのようなものをまずは作成しつつ、あわせて事例集等も作成しながらこちらのほうを進めていきたいと考えているところでございます。

(荒井委員)

1つ加えていただきたいことがあります。ぜひ市民会議でこういった配慮を受けて助かった、よかったという意見を聞いていただくことはできないでしょうか。また、今のご説明でインターネット等での啓発ということは大変よいと思いますが、プラス Twitter などの SNS を使った啓発ということをお考えいただくことは難しいでしょうか。私も視覚障害があり詳しくは説明できないのかもしれませんが、例えば、場面別にわかりやすいイラストでこのような場面でこのような配慮をしてもらって助かったという声がありましたというようなことを単発でいろいろなかたちでサイトや SNS で継続的に周知していくというやり方が功を奏するのではないかと思います。以上です。

(平野委員長)

やり方についてはいろいろと意見を出して考えていっていただきたいと思います。

(黒澤委員)

11月にコロナ禍において生じた困りごとの意見を聞くというのは遅くないですか。もう1年たっていて、皆さんの中で蓄積等が出てきていると思うのですが、11月まで困りごとの意見交換をするのですか。今の時点でかなり困りごとがあるのですが、時期的に遅すぎませんか。

(平野委員長)

そのとおりですね。むしろここでは困りごとどころか、どのように解決すればよいかという方面に歩み出したほうがよいということですね。

(斎藤委員)

今のご意見には賛成です。また、好事例を集めて啓発活動をしていくという方向についてもぜひ大いに進めるべきだと思っております。それと同時にコロナを巡っての切実な問題、それへの施策対応ということも忘れてはならないのではないかと思います。この度、さいたま市のほうで障害者支援施設やグループホームの職員への全員のPCR検査がようやく実現できて、これは大変ありがたいことなのですが、1回きりだということと、それから通所も含めてすべての事業所を利用されている障害者の方と職員に頻回の検査をしていただかないと本当の安心はつくれません。そういったことへの施策対応をぜひお願いしたいと思います。これからワクチンが大変大きなテーマになってくると思いますが、障害のある方たちへのわかりやすい情報提供と、そして接種における合理的配慮、ここがどのようになされるかということを実時点でご検討していることがあれば教えていただきたいと思っております。最後に、他市の例なのですが、コロナの感染が非常に拡大したときに、障害者施設や高齢者施設で陽性になった人が重篤化するまでは入院を求めず、それから入院するにあたっては蘇生措置についてどう判断するかの同意書を施設が責任を持って出さない限り入院は受け入れられないということ、自治体が主導したという事例があります。これに対して、命の選別をしていく動きではないかということ、かなりの批判が起きました。コロナを巡ってのいわゆるトリアージなど、命の選別につながるのか、障害があるがゆえに不利益を被ることがないかということについても、引き続きしっかりと対応していく必要があるのではないかと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

(平野委員長)

今、斎藤委員からもありましたが、知的障害や発達障害の人の中で先端恐怖症や注射恐怖症の方もおられますので、全然知らない人が筋肉注射を打つのはかなり大変かという気がします。単なる注射を打てばよいのではなく、しっかりと障害の特性などもわかって対応しないと難しいのではないかと思います。そもそも連れて行かなければならないということがありますよね。重度の障害の方は大変ですよね。早急にこれは関係者を集めて考えてもらうとか、そういった取り組みが必要だと思います。

(高濱委員)

そのとおりで、せっかく集まっているので緊急で、公式でなくてもよいのでパッとメンバーで困りごとと、他分野で関係する、くっつかなければいけない人たち、介護者なども含めて頻回のPCRが必要だとかワクチンが最優先だとか、今のようなこういった困りごとを並べてさいたま市の政策委員会としてこういったことに気をつけてほしいといったアピールを別でやってもよいかと思います。市に頼るよりは、こっちはこっちで緊急事態なので、先に困りごとを集めてそれなりの方針みたいなもの、こうやると少しでも助か

りますといったことを1回出してもよいかと思っています。11月というと、あと2山、3山終わったあとという感じですね。

(平野委員長)

山がなければよいのですが、専門家もまだあるとっていましたからね。スケジュールについては皆さん方からもっと見直したほうがよいですし、もっとアクションを考えたいほうがよいという意見もありましたので、これについては事務局で見直していただければと思います。趣旨等についてはよいと思いますので、一番下のスケジュールについてはもっとアップテンポで実態にあったものを考えてもらうということでもよろしいでしょうか。場合によってはもっと早く関係者がプロジェクトのようにして集まってやるなど、早めの対応をしてもらうということは、こちらから事務局のほうに申し入れるということにしたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございました。では、スケジュールについてはもっと大幅に見直してほしいということでもいきたいと思います。それからいろいろな方法も考えていきたいと思います。

次に報告事項ということで、令和3年度予算関係とソーシャルファームの関係です。それでは、その他の(1)「令和3年度予算案の概要について」をお願いします。

(事務局)

障害政策課の射場です。

それでは、その他(1)「令和3年度予算案の概要について」ご説明させていただきます。

お手元の、資料3「令和3年度予算案の概要～障害福祉関係予算抜粋版～」をご覧ください。

本市の令和3年度予算につきましては、現在2月定例会が開会中でございます。提出している予算案が可決・成立しておりませんので、本日は、提出中の予算案の概要について、簡単にご説明させていただきます。

資料を1枚めくっていただきまして、1ページ目の「令和3年度当初予算案のポイント」をご覧ください。予算の全体像でございますが、「2. 予算規模」にございますとおり、「一般会計」の総額が、約6,118億円、国民健康保険や介護保険などの「特別会計」が、約3,189億円、上下水道や病院などの「企業会計」が、約1,250億円で、「全会計」の総額は、約1兆557億円となっております。前年度と比べて、499億円の増額、約5%増となっております。

続きまして、2ページから3ページは、一般会計の歳入の主な内訳、4ページは、一般会計の歳出の主な内訳となっておりますので、後程ご覧いただきたいと存じます。

続きまして、5ページをご覧ください。令和3年度当初予算編成につきましては、新たな本市の上位計画でございます総合振興計画の計画期間の初年度として、重点戦略事業や各分野の事業等を着実に進めるとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大による難局を乗り越え、未来に向かって決意を新たに、さいたま市の新時代へ前進するためといたしま

して、「1 新型コロナウイルス感染症と自然災害への対策」、「2 さいたま市誕生 20 周年を契機に新たな未来を拓く取組」、「3 新しい時代に対応した行政運営とDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進」と3つの柱を設定し、事業を推進していくこととしております。

続きまして、7ページ「保健福祉局 令和3年度 局運営方針（案）」をご覧ください。本市では、各局や区役所ごとに、その年度の運営方針を定めております。

本日は、保健福祉局の局運営方針のうち、障害福祉分野に関連する部分について、ご説明させていただきます。

それでは、資料の10ページの下の方「(6) 障害者支援対策」をご覧ください。こちらには、障害の有無にかかわらず、誰もが自らの主体性を持って安心して生活を送ることができる地域社会に向けて、障害のある方に対する理解促進、差別の解消や虐待の防止、スポーツや文化芸術などの社会参加の促進、障害のある方一人ひとりのニーズに合わせた相談支援体制の強化、地域共生社会の実現に向けた地域ネットワークの構築、特に、精神障害者を支える地域包括ケアシステムを構築するため、各支援機関の専門職が連携し、訪問支援であるアウトリーチの実施を掲げております。

また、11ページ下段になりますが、ノーマライゼーションの理念に基づく就労支援及び発達障害者支援に関わる環境を整備し、社会資源を開拓していく必要性等について、掲げさせていただきます。

続きまして、13ページ「2. 基本方針・区分別主要事業」をご覧ください。こちらには、保健福祉局の主要事業といたしまして、局の担う分野を8つの主要な柱にわけ、取り組みを進めていくこととしております。特に、13ページから14ページにかけて、「(1) 新型コロナウイルス感染症対策を推進します」を掲げ、新型コロナウイルス感染症の対策に取り組むとともに、いわゆるウィズコロナ、アフターコロナを見据えた、各事業を推進していくこととしております。

それでは、ページが少し飛びまして、資料の18ページ、「(6) ノーマライゼーションの理念に基づく環境を整備します」をご覧ください。こちらでは、「総合振興計画」などの市の計画に基づきまして、ノーマライゼーション条例及びその理念の普及啓発のための各種啓発イベントの開催や、障害者が自ら選択した地域で安心して生活していくためにグループホームの整備を促進すること、及び障害者の相談支援体制の強化を図るため、基幹相談支援センターの整備等を実施することとしております。この主要事業のうち、拡大事業といたしまして、上から6段目、「46 重度障害者の就労支援事業」につきましては、対象者の要件を緩和するなど、在宅で就労する重度障害者の就労機会を拡大するための取り組みを推進することとしております。

続きまして、資料の21ページ以降となりますが、福祉部で実施する障害福祉関係事業の内容と、予算を掲載しておりますので、後程、ご覧いただきたいと存じます。

お時間の都合上、大変簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(平野委員長)

まだ議会で議決しておりませんので、予算案ということです。次の7月頃の第1回の政策委員会では確定している予算ということで質問がされることになると思います。今のところは案ですので、このようになるかどうかは議会の判断となります。何かその範囲でご質問はございますか。

(荒井委員)

2点あります。1点目ですが、さいたま市の行政デジタル化計画、確定したものがいつ頃、市のサイトのどこで見ることができるのか、今でなくてもよいのですが教えていただければありがたいと思います。アクセシビリティのところが入っているかどうかを確認するためです。2点目です。この時期に毎年申し上げて申し訳ないのですが、23ページの福祉タクシー利用助成金のことについてです。こちらですが、移動の困難に関係のない市民税の納税の有無によって助成の対象が決められているのですが、それに対する私の質問に対して、ほかにも実現したい事業がたくさんあって、その中で優先順位をつけながら取り組んでいるというお答えを3年連続して頂戴しております。視覚障害者、重度の移動障害者の優先順位を下げてでも実現したい具体的な事業が多分あるのだと思います。それをご教示いただけないでしょうか。

(平野委員長)

2点、デジタル関係とタクシーの件です。事務局、お答えできますか。

(事務局)

障害政策課の射場です。

まず、デジタル化計画の話ですが、今年度中といたしますか、パブリック・コメントのほうはもう意見をいただく期間を終えております。こちらのほうは改めてICT担当のほうに確認いたしまして、議事録のほうにご回答を示させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

【事務局補足】

行政デジタル化計画につきましては、令和3年4月から市のホームページで公開されております。

トップページ>市政情報>政策・財政>計画・構想>情報システム・情報化に関わる計画・構想>行政デジタル化計画>行政デジタル化計画を策定しました

(事務局)

障害支援課の細渕と申します。

続きまして、福祉タクシーについてお答えさせていただきます。福祉タクシーの利用料

金助成事業につきましては、社会参加の推進や生活圏の拡大を図るために実施しているものですが、実施の方法としましては、利用料金を助成するという給付事業でございます。そういった観点から、タクシーの利用にあたって、より負担の大きくなる市民税非課税の方を対象に助成を行っております。また、この事業よりも何を優先すべき事業としたのか、具体的に申し上げられることではなく、市全体での予算配分等を考慮しながら、様々な事業を行っているところでございますので、これについても、ご理解の程、よろしくお願いいたします。

(荒井委員)

音声がうまく聞き取れないのですが、具体的にこの事業を優先するというものがある、ない、どちらでしょうか。

(事務局)

具体的にこの事業を優先したので福祉タクシーの制度を改正しなかったというわけではありませんが、毎年の拡大すべき、実施すべき事業を選んでいく中で、今回については制度の改正を行っていないということです。

(荒井委員)

対象の基準を再検討いただける可能性はあるのでしょうか。

(事務局)

今後の利用状況によっては再検討することもあると思いますが、現在のところは、申し上げましたとおり、タクシーを利用する際に、より負担の大きくなる市民税非課税の方を対象に事業を継続してまいりたいと考えております。

(荒井委員)

わかりました。ただ、何度もこれは申し上げていることなのですが、ゲリラ豪雨や降雪の時にはどんなにベテランの一人歩きができる視覚障害者でも一人で歩くことが不可能になってしまいます。それで私は毎年これを申し上げているので、ぜひその事情には最大限寄り添っていただけたらと思います。市民税を納税するために明日も自然災害の次の日もちゃんと職場にいかなければならないわけですから、どうか最大限寄り添っていただきたく存じます。

(平野委員長)

そういう要望があり、現に困っている人もいらっしゃいます。それからさいたま市の駅でも無人駅ができたり、視覚障害者の交通状況を巡る状況もございますので、絶対に変えないということではなく、今後検討をする余地があるということで確認させていただきた

いと思います。よろしいですか。ほかによろしいですか。

(平野委員長)

続きまして、議題(2)さいたま市ソーシャルファームについて、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

障害者総合支援センターの矢部と申します。

ソーシャルファーム事業は、しあわせ倍増プラン2017に基づき市の重要事業として位置づけられた「障害者の働く場づくり」を進める事業で、目標として令和3年3月までに3件の創設を支援することとなっております。

これまで、多くの企業を訪問いたしまして、または電話にて担当の方からソーシャルファームについてのご意見を伺ったり、連携に向けた協議を行うなどしてまいりました。ソーシャルファームとして実現した事業につきましては、これまでの政策委員会の場で報告してまいりましたが、1件目としましては、「わーくはびねす農園さいたま岩槻」です。運営事業者は株式会社エスプールプラス、雇用創出数が農園全体として障害者の方が150人、農場長が50人、合計200人、うち市内在住の障害者は112人となっております。また、利用企業数は21社です。前回の委員会で、遅塚委員からご意見がありましたが、農園に就労している方の中で、利用企業の農園以外の部署にステップアップしたという事例は今のところございません。この件につきましては、引き続き株式会社エスプールプラスをとおして、各企業に申し入れをしてまいりたいと思います。

2件目としましては、「与野本町コミュニティセンター喫茶コーナー運営事業」です。運営事業者は社会福祉法人埼玉福祉事業協会、営業開始は令和3年2月18日に売店「杉の子マートミニ」として運営を開始しております。雇用創出数は1人、市内在住者、男性の方となっております。

3件目としましては、市内で事業を開始する予定の特例子会社と、事業連携できないか、昨年春から秋口頃まで交渉を続けましたが、連携するまでに至りませんでした。

その後も支援できる企業を探してはいましたが今現在見つかっておりません。よって、今年度末までに3件の創設を支援するという目標は達成できませんが、上記2件については引き続き支援を実施してまいります。また、今後は障害者雇用を実施していない事業所を周りまして、障害者の働く場として雇用開始いただけるよう、先程、庄司委員からご意見をいただきましたが、埼玉県障害者雇用総合サポートセンター等の関係機関と連携しまして、ご指導いただきながら職場開拓を実施していくところです。また、ソーシャルファームとは別になりますが、さいたま市では障害のある方の工賃向上を目標に、市内の障害者授産施設に対しまして各方面における専門家を派遣し、助言や指導を行う障害者授産支援アドバイザー派遣事業を行っています。市内の障害者授産施設はコロナ禍の影響によるイベント等の中止によりまして、多くの施設の自主製品の売り上げが落ちています。この

ような状況の中、今後はイベントに頼らず安定的な収益を見込みたいとの希望がありまして、授産支援アドバイザーを派遣したところです。具体的な支援内容を検討したところ、市内B型施設の商品を多くの方に知ってもらうためにプロモーションとしてPRショートムービーを作成し配信しているところです。障害者授産施設全体のイメージアップになることを期待しておりまして、このような支援を引き続き実施してまいりたいと思います。以上です。

(平野委員長)

ありがとうございました。今、進行中の2件とそれからもう1件はなかなか不調だということで報告がありました。ご質問はありますか。この件については、引き続き皆様方と一緒に注視しながらいきたいと思っています。よろしくをお願いします。

それでは最後に、横島委員のほうから説明をしたいとの申し出がありました。横島委員からお願いしたいと思っています。司会の不手際でお約束の4時を過ぎるかもしれませんが、お付き合い願えればと思います。横島委員、よろしくお願ひいたします。

(横島委員)

私どもの団体からお話したいことは2つあります。1点目はノーマライゼーション条例における合理的配慮について、この実現に関してまだまだ不十分な点があると考えております。まだまだ、合理的配慮というものが一体どのようなものを指すのかといった周知、理解がされていないと実感しております。例えば、各課、所管課、あるいは教育関係、消防、病院など、様々な場面で合理的配慮が求められる場面がたくさんあると思うのですが、そういったときの具体例というのがまだまだ皆さんご存知ありません。また、聴覚障害者にとって何が一番困るのか、私たちはすべての情報を目で見て理解します。まったく聞こえないわけですから、すべての情報は目で知るしかありません。手話通訳者がいればそれですべて事足りるのかということでもなく、まずは手話通訳者が必要で、さらには周囲の情報、様々なことを目で知るのだということを知り周りの人にも理解していただきたい。また、聴覚障害者の中には、筆談や書かれたものを理解することが全くできない方もいます。書けばわかるでしょうということが、合理的配慮だと誤解される場面が多々あります。そうではなく、手話でなければ正しい情報を得ることができないということをもっともっと皆さんに知っていただかなければならないと思っています。歴史的な話になりますが、なぜ私たちがこのような要望を出すかといいますと、かつて、1880年に世界国際ろうあ教育会議というのがございました。そこにおいては国際的な聴覚障害児への教育方法についてどのような手法が望ましいかということが話し合われました。そこで、口話による教育が聴覚障害児には有効であるということが国際的に決定してしまっただという歴史的経緯があります。耳がまったく聞こえない子どもたちに、口話教育、すなわち教育を口頭で行うということが世界の中で基準になってしまいました。その後、日本においては1993年に全国ろうあ学校校長会議というのがございまして、当時の文部大臣である鳩山一郎文部大臣

は手話での教育を禁ずる、聴覚障害児に対してはすべて口話で行うようにというような訓示が出されました。その頃から聴覚障害児は手話での教育を一切禁じられることとなりました。それが一体どのようなことになるかといいますと、口話、口のかたちだけで教育を理解するという大変無理難題なことを要求されるわけです。「たまご」と「たばこ」、その区別すらできない子どもたちに口話で教育をするということが当たり前になってしまいました。そういった時代背景の中で私たちは生きていました。手話もやってはいけない、さらに初歩的な日本語を理解する、身につけることができない、そういった先代のろう者たちの苦しみのもとに少しずつ教育や社会が変わっていった、そういった方たちの思いを次の若い世代、私たちのような若い世代がその思いを受け継いで、それを国や市町村に働きかけることで少しずつ世の中を変えてきた、それが私たち聴覚障害者の運動、そして今までやってきたことです。その結果、教育においても2010年、平成22年に先程申し上げた国際的な聴覚障害児の教育方針を話し合う会議がバンクーバーで行われました。その会議において、ようやく1880年の口話教育の方針というものが、2010年に撤廃されるということが、ほんのつい10年程前にやっと国際的にも口話教育は適当でないということが認められるようになりました。そういった背景のもとに私たちは暮らして様々な思いを抱えているのだということをぜひご理解いただきたく、今話をいたしました。先程、コロナのお話がありましたが、特に高齢の聴覚障害者においては、コロナの本当の恐ろしさ、ワクチンの必要性、そういったことに関する情報がほぼいきわたっておりません。ご自身の考え方、ご自身の本当に狭い経験や情報の中で世の中のことを判断しています。このコロナワクチン1つとってもそれがはっきりと見えます。

それから、埼玉労働局の職業対策課の榊田委員にご質問したいのですが、障害者雇用促進法、これについて労働面、雇用面においてどのように実現されているのかということをご非常に疑問に思っております。実際には障害者の雇用は進んでいないと感じております。実はお恥ずかしい話ですが、私が先日、転職活動をしました。定年を迎えることになりまして、定年後も働きたいと思って会社を探しました。その時に、仕事の内容が今までやっていた仕事と全く同じもので、定年後にも働けるよい会社があるということで、電話による手話通訳を介して希望を伝えました。そうしましたら、相手方は聴覚障害者と一体どのように話せばよいのですかと、そういったことを言われたのです。今までの私の経験上、筆談をしていただければ、または仕事の指示は身振りですていただければ十分ですということをお伝えして、そこでは特にそれ以上の話はありませんでした。2日後に不採用の通知がきました。私は今の仕事についてずっと経験がありますので、採用していただけるのではないかと考えていましたが、コミュニケーションの問題だけで不採用になったのではないかと、そういったことを非常に悔しく思いました。障害者雇用促進法には障害者が本当に障害のない人と対等に働ける環境を目指しているのだと思いますが、実際としてどうなのか、ご存知のことを教えていただきたいという気持ちでございます。例えば、話が変わりますが、運転免許の更新があります。実は浦和の警察署で非常に冷たい対応をされましたという話を聞きました。窓口の警察の女性の方がマスクをしたまま話しかけたそうで

す。そこで、聞こえない方が「自分は聞こえないので書いてください」といったのにも関わらず書いてくれず、どうやらマスク越しで話しているらしいということがわかったので、「だからわからないんです、マスクを外してください」と強く訴えたときに、このように自分の口元をひと差し指で指して、これでわかりますかと、大変馬鹿にしたような失礼な態度をとられ非常に憤慨したという意見を仲間から聞いております。一方で同じ警察署でありながら大宮警察署は非常に聴覚障害者に対する合理的配慮をよくご存知で、聴覚障害者であるということを伝えればすぐに筆談に応じてくれます。県管轄ではありますが、警察署でも対応の違いがあると実感しております。このような様々な具体的な例を挙げさせていただきましたが、聴覚障害者にとっての合理的配慮がいかに浸透していないかということをご皆さんに理解していただきたいと思っております。

2点目です。前から申し上げていますが、手話言語条例に関してです。それをやはり実現したいという思いでおります。先程の合理的配慮というものを実現するためにも、やはり手話言語条例が必要なのだという、そういった思いを最後に皆さんにお伝えしたいと思ひまして、これは繰り返しお話をさせていただいているかと思ひますが、改めてこの場をお借りしてお話させていただきました。

それから、埼玉県内の状況を参考までに申しますと、手話言語条例がすでに制定されている市町村は33市あります。今年度中には蕨市と深谷市が可決されると聞いております。そうしますと35市になります。残りは29市となります。そちらの中に検討中の市もあります。ところがさいたま市は検討すらまだはじまっていません。そういったことも含めて、お話をさせていただきました。

(平野委員長)

今、発言の中でさいたま労働局の榊田委員にご質問がありましたが、本日のオンライン会議には参加されておりませんので、事務局を通じて榊田委員にお伝えするということがよろしいでしょうか。

合理的配慮がなかなかできていない、警察の対応の話もありましたが、このことについては場合によっては権利擁護委員会があります。そちらのほうでも取り上げてもらうということではいかがでしょうか。具体的な事例もありましたので、実際にそのような場面があったとすれば、権利擁護委員会のほうにこちらから申し入れて、そちらのほうで話し合ってもらえないかということをご報告するということがよろしいでしょうか。

(横島委員)

警察ということだと県警の範囲になるかと思ったのですが、さいたま市の権利擁護委員会でしょうか。

(平野委員長)

はい。まずはさいたま市の政策委員会が出た話ですので、権利擁護委員会のほうに持つ

ていき、市から県警のほうにという話になります。それから市役所全体の取り組みについては、今後も具体的な事例を出していただいたり、このようなことで困ったということをぜひおっしゃっていただいて、それはこちらの政策委員会、権利擁護委員会で一緒に考えていくという、そういう取り組みにしていきたいと思いたいがいかですか。

(横島委員)

先程の警察でのできごとについては、権利擁護委員会に出すということで賛同いたしません。

(平野委員長)

はい。では、それ以外で委員の皆様方からご意見、ご質問はございませんか。よろしいですか。今後もこの問題は重要な問題ですから、先延ばしするということではなく議論を進めていきたいと思いたいます。条例の問題については、市全体の考え方もありますので、確かに手話言語条例を多くの自治体でやっているのも事実です。一方でノーマライゼーション条例を持っているのは埼玉県内でもさいたま市だけです。逆にノーマライゼーション条例の中で手話を言語だと認めるのは、むしろ先に書いたのはさいたま市ということになりますので、そういったことも含めていろいろと考えて議論していきたいと思いたいます。聴覚障害者がおかれてきた歴史、それからいろいろなコミュニケーションの問題で差別されているという実態はありますので、それは何とかしていかなければならないというの思いたとしてあります。それを条例としてどうするかというの思いた、もう少し検討をしていきたいと思いたいます。現に今困っていることに関しては、条例に関係なく配慮が必要なことは即やしていきたいと思いたいます。そのように議論をしていきたいと思いたいます。そのようなかたちでよろしいですか。

(横島委員)

はい。今後ともぜひよろしくお願いいたします。

(平野委員長)

このことについては先延ばしするわけではありませんが、いろいろとやり方を考えたいと思いたいます。よろしくお願いいたします。

これで今日の議題はすべて終わります。事務局のほうから何かございますか。

(事務局)

福祉部長の中村よりごあいさつを申し上げます。

(福祉部長)

福祉部長の中村でございます。途中からの出席になってしまったことをまずお詫び申し

上げます。本日は公私ともにお忙しい中、今年度最後の委員会にご出席いただくとともに、この1年間、委員会の開催及び会議の運営に多大なるご協力をいただきましたことに心より感謝申し上げます。この2年間を振り返りますと、昨年度実施いたしました次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査をはじめといたしまして、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、熱心なご審議をいただき、この度次期計画を無事策定することができました。本市といたしましては、皆様からいただきました貴重な意見を踏まえまして、ノーマライゼーション条例の理念の実現に職員一同全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。最後に、委員の皆様におかれましては、この3月をもって一旦任期が満了となります。長きにわたり、本市の障害者福祉行政にご尽力いただきましたことに改めて御礼申し上げる次第でございます。引き続きそれぞれのお立場から本市における障害者福祉施策のさらなる発展にお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます、簡単ではございますが私からのあいさつとさせていただきます。

(事務局)

ありがとうございました。今回、2回目のZoomを使つての会議でございましたが、若干聞きづらい面があり、委員の皆様にはご迷惑をおかけし、大変申し訳ございませんでした。また、今後オンライン会議を実施する際には、再度このようなことがないように留意いたしますので、ご容赦いただけますようお願いいたします。

また、委員の皆様におかれましては、この2年間、本市の障害者施策の推進にご尽力いただきましたことに、改めて御礼申し上げます。ありがとうございました。

なお、次期委員につきまして、現在、選任手続きを行っているところでございます。改めて委員をお願いさせていただく方もいらっしゃるかと存じますが、その節は、どうぞよろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

(平野委員長)

ありがとうございました。司会の不手際でお約束の時間を少し過ぎてしまいました。

それでは、以上をもちまして、第6回さいたま市障害者政策委員会を閉会とさせていただきます。委員の皆様には、会の進行にご協力いただき、ありがとうございました。